

# 食品衛生自治指導員

## 指導員だより 第250号

発行：東京都 食品安全情報サイト **食品衛生の窓** www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin

編集：一般社団法人東京都食品衛生協会 東京都渋谷区神宮前2-6-1  
☎03-3404-0121 〒150-0001

東食協ホームページ  
www.toshoku.or.jp

印刷物規格表  
第1類印刷番号(28)73

# 平成30年度 教育事業等の進め方

安全な食への信頼確保には、食品等事業者による安全・安心な食品の提供がなによりも重要な責務です。そのため、食中毒の発生防止対策や衛生管理の手法「HACCP」の導入による食中毒発生防止対策の充実等、時代のニーズに応えた自主管理の推進が求められます。今年度は、食品衛生自治指導員(以下「自治指導員」という。)による巡回指導はもとより、行政の指導・助言も頂きながら、本部に設置された委員会等において、実効的な活動の展開について協議し、総合的な自主管理の一層の拡充に努めてまいります。

### 食品衛生自治指導員活動

自治指導員による巡回指導活動は、自主管理体制の確立に大きな成果を挙げ、更なる自主管理の向上に努めてまいります。

「食品衛生巡回指導実施店ステッカー」は、自治指導員による巡回指導が行われた際に配布いただいております。

2年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて国内外から多くの観光客が東京を訪れることが予想され、外国人が見て、利用するお店が食品の安全に取り組んでいることが分かるよう、ステッカーに「FOOD SAFETY」の文字が取り入れられています。

このステッカーの貼付により、食品衛生の向上に努めている施設であることのアピールにつながることで、三十年度においても実施してまいります。



巡回指導実施店ステッカー

### 《自治指導員活動の重点項目》

担当施設の巡回指導に併せ、自主管理の推進に必要な指導・助言・情報提供など、重点的な指導活動の展開をお願いしてまいります。

本年度の重点事項は次の項目といたします。

#### (1) 「食品衛生責任者お知らせ版」の配布

食品衛生の最新情報の提供及び知識の向上に役立てるため「食品衛生責任者お知らせ版」を年四回発行してまいります。担当施設の巡回指導時に配布をお願いしてまいります。

#### (2) 検便(腸内病原微生物検査)の実施

個人の衛生管理を行う上で基本となる検便の実施は、食品衛生法に基づく「公衆衛生上講ずべき措置の基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」などにおいても、食中毒発生防止と食品衛生の自主管理確立のために重要な実施事項となっております。

そのため、検便の実施を引き続き重点事業として位置づけ、自治指導員活動に積極的に取り入れるとともに、健康管理の一環として大腸がん等の早期発見につながる便潜血検査も併せてお願いしてまいります。

#### (3) 整理・整頓・清掃の確認

整理・整頓・清掃(3S)については、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」により、施設やその周辺を毎日清掃し、常に整理整頓に努め、衛生上支障のないよう清潔に保つことと規定されています。これは、食中毒予防や異物混入防止の観点からも重要な事項です。

また、整理・整頓・清掃を実践している施設は、消費者が施設を選択する際の大きな要因です。そのため、巡回指導の際の項目としてこれらの指導をお願いしてまいります。

#### (4) 「食品衛生自主管理点検表」の活用促進

食品衛生法では、食品等事業者の責務として「製造、販売などの食品及びその原材料などの情報に関する記録の作成と保存に努めなければならない」と明記されており、衛生状態を日々記録することが重要事項となっております。

今年度も平成三十年四月から三十二年五月分までを記載できるカレンダー式の点検表を配布してまいります。その際、自治指導員による施設の巡回指導に併せて点検表の活用方法と記載内容の確認、未使用事業所に対する活用の促進をお願いしてまいります。

#### (5) 食中毒事故の賠償対策

食中毒事故をはじめ、異物混入など製品の欠陥などで被害を受けた消費者を広く救済すると同時に、店の経営安定を図るため、食中毒事故の賠償対策として総合食品賠償共済(あんしんフード君)の周知及び加入推進をお願いしてまいります。

#### (6) 現場簡易検査の推進

巡回指導時における現場簡易検査については、衛生状況を確認するための検査キットを配布し、巡回指導時に活用してまいります。

併せて、検査結果を踏まえた衛生管理の取組みをお願いしてまいります。

### 本会(総合事務所)及び地域食協実施事項

#### (1) 自治指導員の養成

協会では毎年、衛生指導への意欲を持った方々を対象に、食品衛生自治指導員養成講習会を開催し、「自治指導員の役割」や指導活動に必要な「知識の習得」を行い、指導員活動の向上に

役立てています。地域食協におきましては、自治指導員部長・幹事指導員の方々を中心に、実践に基づく指導及び育成をお願いするとともに、指導員に欠員、異動などで支障を来している場合には待機者等の速やかな推薦もお願いしてまいります。

#### (2) 食品衛生実務講習会(衛生教育講習会)の実施

食品衛生実務講習会は、食品衛生責任者等を対象として食品衛生に関する最新の知見と情報を習得するためのものとして、その受講が義務付けられています。

当協会が東京都から委託を受けて実施している、衛生教育講習会・自治指導員教育講習会・業種別衛生教育講習会、また、東京都指定の食品衛生推進員講習会は、いずれも、東京都が定める「食品衛生実務講習会A」とみなされます。開催に当たっては、保健所等行政の支援協力のもと講習内容の充実に努め、食品衛生責任者等の知識向上に役立てるよう開催してまいります。

#### (3) 衛生思想普及等に関する事業

①食品衛生街頭相談所・消費者懇談会  
消費者に対する食品衛生の普及啓発のために街頭相談所を開設するとともに、食品の安全確保に向けた消費者と事業者との相互理解に活用すべく、意見及び情報交換の場として、消費者懇談会を開催してまいります。さらに、本年度においても、消費者等を対象に情報提供(食品衛生)のための講習会を開催し、併せて、東京都の食品安全推進計画にあるリスクコミュニケーションの場としての展開を図ってまいります。

#### (4) 食中毒発生防止と食品衛生の普及啓発

八月に実施される、全国食品衛生月間を中心に野球場や駅ビルなど、関係機関の協力を得て電光掲示板等を用いた食中毒防止キャンペーンを展開し、消費者へ食品衛生の重要性をPRしてまいります。

## 東京都食中毒発生状況 速報

① 病因物質別発生件数

期間	病因物質	1/1~2/15	
		件数	患者数
ウイルス	ノロウイルス	2	130
	細菌	1	26
	カンピロバクター	6	6
寄生虫	アニサキス	1	20
	不明	10	182
合計			

② 原因施設別発生件数

原因施設	1/1~2/15		
	件数	患者数	
飲食店営業	一般	4	51
	すし	1	1
	仕出し	2	127
不明	3	3	
合計	10	182	

平成30年2月15日現在

#### (4) 業種別衛生教育講習会の開催

業種ごとに必要な専門的衛生知識を習得するための講習会を開催してまいります。

なお、この講習会は東京都が定める「食品衛生実務講習会A」としてみなされます。

#### (5) 自治指導員等に関する各種会合の開催

自治指導員活動をより実効性のあるものとするため、自治指導員等運営委員会をはじめ各種委員会等を設置し、協議してまいります。

また、地域食協においては、食品衛生幹事指導員等において、自治指導員活動についてその充実を図るべく検討をお願いしてまいります。

#### (6) 自主検査の促進

食品等事業者には、消費者に対する衛生上必要な情報の提供が求められております。そのため、食品の保存方法や期限表示などを設定するための自主検査の励行と検査記録の保管について周知してまいります。

#### (7) 東京都食品衛生自主管理認証制度の推進

本制度は、食品等事業者の自主的衛生管理の取組をHACCPの考え方に

基づき評価・認証するもので、消費者への信頼確保を図る観点から、すべての業種を対象としています。

また、認証取得を目指す前段階の取組である東京都の「自主的衛生管理段階的推進プログラム」では、調理、給食、製造、加工、販売にも対象を拡大してまいります。

#### (8) 教材

食中毒予防のパンフレット、チラシ及び視聴覚教材としてのビデオ(DVD)を作成し、講習会や街頭相談所などで広く活用してまいります。

①ビデオ(DVD)  
『それ、思い込みじゃないですか?』  
『食中毒につながる間違った知識』

②衛生教育用冊子  
③自治指導員用冊子  
④消費者教育用冊子  
⑤自治指導員養成用冊子  
⑥街頭相談所用チラシ

⑦情報紙  
『食品衛生責任者お知らせ版』  
『食品衛生自治指導員だより』

